

4 職員の服務の状況

すべて職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、かつ、職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければならないとされています。

この服務上の根本基準を基に、職員には多くの義務や制限が課せられています。

(1) 職員の服務違反（令和3年度）

区 分	内 容	(人) 処分等者数
秘密を守る義務違反	職員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様である。	0
政治的行為の制限違反	職員（企業職員の一部を除く）は、政治活動等の一定の政治的行為をしてはならない。	0
争議行為等の禁止違反	職員は、ストライキ、サボタージュ等の争議行為又は怠業的行為をしてはならない。	0
営利企業等の従事制限違反	職員は、任命権者の許可がある場合を除き、営利を目的とする会社その他の役員を兼ね、又は自ら私企業を営み、又は報酬を得ていかなる事務事業にも従事してはならない。	0
欠勤・遅刻・早退・勤務態度の不良等		0
公職選挙法違反		0
休暇の不正利用・虚偽申請		0
職場内秩序びん乱		0
セクシュアル・ハラスメント		2
教職員による児童生徒に対する非違行為		0
通常業務処理不適正		2
公金官物処理不適正		0
その他（上記に属さない職務上の非違行為）		6

(2) 営利企業等の従事許可（令和3年度）

許可件数	従 事 内 容
95件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国勢調査調査員 ・ 投票立会人 ・ 原稿執筆・出版 ・ 日本語教室補助 ・ 各種審査会等委員 ・ 各種研修会等講師 ・ 参議院長野県選出議員補欠選挙の投票管理者の職務代理者 ・ 市長選挙・市議会議員一般選挙の投票管理者職務代理者 ・ 衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査の投票管理者職務代理 ・ Jリーグ等審判員 ・ 自作の制作品（絵画・音楽）の販売 ・ 不動産賃貸（遺産相続・駐車場） ・ イベントへの出演（ライブ演奏、バルーンアート、ハーモニカの演奏、ミス松本等）